

YMCA健康福祉専門学校

社会福祉科【一般養成通信課程】

精神保健福祉科【短期養成通信課程】

入学案内 2024

(専門実践教育訓練給付金制度指定講座)



社会福祉士、精神保健福祉士を目指される皆様へ

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法に、精神保健福祉士は、精神保健福祉士法に定めがある国家資格です。国家資格は法律により、その職務や業務が明確に定められます。例えば、医師が医療を弁護士が法律事務を職務とするように、社会福祉士や精神保健福祉士は相談援助を業とすると定められています。相談援助とは、「ソーシャルワーク」のことを指します。社会福祉士や精神保健福祉士は、ソーシャルワークを専門に行う国家資格であると位置づけられます。

では、ソーシャルワークとはどのようなものでしょうか。2014年7月メルボルンにおける国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会において採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」では、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人びとのエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。（中略）ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人びとやさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」と定義されています。

ソーシャルワークとは、何等かの理由で生活課題が生じている人びとが、その人らしい充実した生活を送ることができるよう、その人やその人のおかれている環境、ひいては社会全体に対して働きかけます。なかでも社会福祉士は生活課題全般に、精神保健福祉士はメンタルヘルスに関わる生活課題に働きかける専門職です。その目指すところは、「地域の中で様々な状況の人びとが共に生活していくことができる社会の構築」として共通しています。

私たち YMCA 健康福祉専門学校通信課程（社会福祉科、精神保健福祉科）では、単に国家資格が取得できれば良いという教育ではなく、多様な社会問題が頻発する現代社会の中で活躍することができる、ソーシャルワーク専門職を養成するための教育を行いたいと考えています。期間の短い通信課程ではありますが、受講生の皆様が必要な知識・技術を習得し、ソーシャルワークの価値に基づく支援が実践できることを目指していきます。国家試験の合格は、その目標の延長線上にあるものと考えています。

そのためには、受講生の皆様のご協力が不可欠です。通信課程での学びは、自己学習が中心です。「自ら学ぶ」という積極的な態度で学び、さらに「ソーシャルワークを理解し実践できるようになりたい」という意欲を持ってぜひ一緒に学びましょう。そのような意欲をお持ちの方であれば、最終目標である「国家試験合格」も現実的なものになると思います。

社会福祉科をご希望される方のなかには、福祉関係の学びが初めてである方もいらっしゃると思います。その中には、1年6カ月という短い修業期間で、ソーシャルワーク実践に必要な力を身につけられるか不安な方もいらっしゃると思います。重要なことは、ソーシャルワークの価値を理解し、意欲をもって学びを深めていくことであると思います。それが実現できれば、修了時にはソーシャルワークの基礎的な力が身につく、国家試験に合格できる実力も十分身につくと思います。

精神保健福祉士を希望される方は、本校は短期養成課程ですので、社会福祉士の資格をお持ちか、基礎的な社会福祉の学びは修了されている方になります（入学資格の詳細はP27をご参照ください。）。したがって、9カ月という短期間での精神保健福祉士専門科目のみの学びになります。受講生の多くはすでに現場でソーシャルワーカーとしてご活躍の方が多くいらっしゃいますが、これまでのご経験や知識に加え、メンタルヘルス課題に対応できる知識や精神保健福祉士としての視点を獲得していただける学びをご提供します。

私たちも、皆様の学ぶ意欲に応えられるよう、準備をすすめております。どうぞ、私たちの通信課程を選択していただきますようお願い申し上げます。

YMCA 健康福祉専門学校通信課程

【国家試験合格率】

- 第 35 回 社会福祉士（新卒）54.5% <全国平均 44.2%>
- 第 25 回 精神保健福祉士（新卒）88.5% <全国平均 71.1%>

目次

社会福祉科(一般養成通信課程)

学習内容	2
履修科目とレポート提出スケジュール	3
年間授業計画	4
よくあるご質問	5
受講生の声	6
社会福祉科教員一覧	7
社会福祉科実習施設一覧	8
募集要項	11
出願手続き	12
参考資料:実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲	13
神奈川県 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業	20

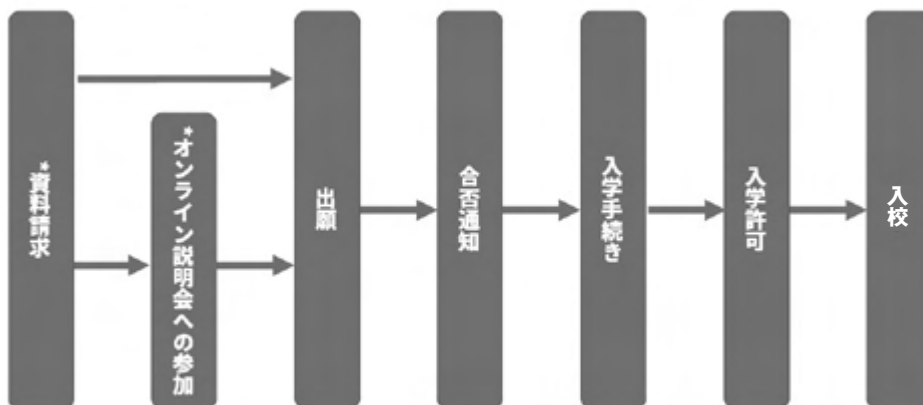
精神保健福祉科(短期養成通信課程)

学習内容	21
履修科目と面接授業時間数・レポート提出スケジュール／年間授業計画	22
よくあるご質問／精神保健福祉科教員一覧	23
受講生の声	24
精神保健福祉科実習施設一覧	25
募集要項	27
出願手続き	28
参考資料1 基礎科目について	30
参考資料2 実務経験として認められる指定施設における相談業務の範囲	32

入学願書等記入例..... 35

社会福祉科・精神保健福祉科専門実践教育訓練給付金制度について..... 40

入校までの流れ



お問い合わせはこちら



*資料請求をしていただきますと、出願書類も合わせてお送りしております。出願には最新の書類が必要となりますので必ず該年度の資料をお手元にご請求いただきますようお願いいたします。
*オンライン説明会への参加は必須ではありませんが、学習方法、入学手続きについてご説明いたします。ご質問にもお答えいたしますので、ぜひご参加ください。

社会福祉科（一般養成通信課程） 学習内容

通信課程による学習は、自宅学習（レポート提出）、スクーリング（面接授業）、ソーシャルワーク実習で構成されます。

【自宅学習（レポート提出）】

- ・テキストを通して履修科目を学習し、各科目で出題される課題レポートを提出します。
- ・提出時期および科目名等については、次ページをご覧ください。
- ・提出されたレポートは、各担当教員の添削指導を受けたのちに、返却いたします。

【スクーリング（面接授業）】

・自宅学習で得た知識を体得するための学習方法です。

- 日程**：7日間を基本的に半年間で全て受講していただきます。欠席した講座は、翌年の同講座で補うことが可能です(有料)。
- 会場**：入学時に湘南とつかYMCA（土曜日）またはYMCA健康福祉専門学校（木曜日または日曜日）のいずれかのクラスを選択していただきます。 ※会場は裏表紙をご覧ください

回	テーマ	日程		
		戸塚(土曜日)	厚木(日曜日)	厚木(木曜日)
第1回	ソーシャルワークの基本的概念	・2024年5月～2024年9月までの間に計7回のスクーリングを実施 ・木曜コースは入学後のアンケートにより、10名以上のご希望がある場合に開講予定		
第2回	基本的なコミュニケーション技術			
第3回	支援過程の理解と専門技法の習得			
第4回	ソーシャルワークの技術			
第5回	地域を基盤としたソーシャルワーク			
第6回	災害時におけるソーシャルワーク ひきこもり支援のソーシャルワーク			
第7回	認知症高齢者に対するソーシャルワーク			

※スクーリングの内容については変更する可能性があります。

【ソーシャルワーク実習】

・指定施設における相談援助業務の実務経験が1年間に満たない方は、以下の通り福祉現場での実習が必要です。（実習施設についてはP.8～P.10を参照）

●**実習期間**：2024年9月～2025年7月

●**実習時間**：① 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している場合、60時間の実習が免除され、180時間（約23日間）の実習を1カ所で行います。該当する方には、上記の実習を履修した学校等が発行した履修証明書または成績証明書を提出していただきます。

② ①に該当しない場合は、60時間（約8日間）を1カ所、180時間（約23日間）を別の実習機関1カ所、計240時間（約31～32日間）の実習を行います。

●**実習指導**：実習前後に厚木校舎にて以下の通りソーシャルワーク実習指導を5日間（計32.5時間）行います。

	内容	日程(土曜日・厚木校のみ)
実習指導Ⅰ	実習ガイダンス	2023年5月
実習指導Ⅱ	実習前指導	2023年6月
実習指導Ⅲ	実習中間指導	2024年1月
実習指導Ⅳ	実習後指導	2024年6月
実習指導Ⅴ	実習報告会	2024年7月

※実習先や日程等は、入学後に実習希望調査票を提出していただき個別に調整しますが、受入れ施設や受入れ時期がご希望に添えない場合もあります。

※ソーシャルワーク実習は、約30日間にわたり、基本的に平日実施です。土・日・祝日のみの実習はできません。

出願にあたっては、職場や家庭とよくご相談してください。

【履修科目とレポート提出スケジュール】

※レポート提出スケジュールは変更する場合がありますのでご承知おきください。

履修科目	レポート数	レポート提出スケジュール(予定)															
		2024年									2025年					6 ～ 8月	
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月			
医学概論	1										●						未提出・不合格レポートの再提出期間
心理学と心理的支援	1								●								
社会学と社会システム	1										●						
社会福祉の原理と政策	2		●									●					
社会福祉調査の基礎	1			●													
ソーシャルワークの基盤と専門職 (共通)	1	●															
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	1												●				
ソーシャルワークの理論と方法 (共通)	2		●				●										
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	2								●		●						
地域福祉と包括的支援体制	2			●									●				
福祉サービスの組織と経営	1								●								
社会保障	2				●									●			
高齢者福祉	1												●				
障害者福祉	1									●							
児童・家庭福祉	1								●								
貧困に対する支援	1													●			
保健医療と福祉	1											●					
権利擁護を支える法制度	1															●	
刑事司法と福祉	1															●	
ソーシャルワーク演習	1	●															
ソーシャルワーク演習 (専門)	4		●	●	●	●											
合計	29	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2		

【年間授業計画】

2024年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自 宅 学 習 (レポート)		レポート提出①	レポート提出②	レポート提出③	レポート提出④	レポート提出⑤	レポート提出⑥	レポート提出⑦	レポート提出⑧	レポート提出⑨	レポート提出⑩	レポート提出⑪
面 接 授 業 (スクーリング) 戸 塚 また は 厚 木		ソーシャルワーク演習①～⑦										
ソーシャルワーク 実 習 (該当者)		実習指導Ⅰ	実習指導Ⅱ				実習60時間			実習指導Ⅲ	実習180時間	

2025年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自 宅 学 習 (レポート)	レポート提出⑫	レポート提出⑬		レポート再提出 未提出・不合格									
面 接 授 業 (スクーリング)	実習180時間					修 了 認 定	国家試験受験対策講座 別途有料にて実施						
ソーシャルワーク 実 習 (該当者)			実習指導Ⅳ	実習指導Ⅴ								国 家 試 験 受 験	国 家 試 験 合 格 発 表

※学習支援講座として、レポート対策講座を開講しています。

よくあるご質問

Q 私の職歴は実務経験に該当しますか？

A P.13～P.19の参考資料：「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」で、実務経験として該当するかどうか確認してください。参考資料にある職種名で相談援助を行う常勤職員（非常勤の場合は労働時間が常勤のおおむね4分の3）として規定年数を勤務している必要があります。

なお、複数の施設・機関等で勤務していた場合、それぞれの施設・機関での勤務年数を合算し実務経験の年数を満たすこともできます。

Q 相談援助の実務経験年数はいつの段階で満たせば出願できますか？

A 2024年3月31日までに入学資格に応じた実務経験年数を満たす見込みであれば出願できます。入学後に改めて年数を満たしたことを証明する「実務経験証明書」を提出していただきます。年数を満たす前に退職された場合は、入学資格がないことになり入学取り消しとなります。

Q 実習が必要なのですが、実習先や日程はどのように決まるのでしょうか？

A 実習先は本校の実習施設として届出た施設の中から配属します。ご自分の勤務先または同一法人内での実習はできません。実習先および日程は入学時に提出していただく実習希望調査票に基づいて学校が調整いたします。ご希望に添えない場合もあることをご承知ください。5月開講の実習指導Ⅰで、個別の相談に対応いたします。

Q スクーリングを欠席した場合や、レポートが不合格の場合はどうなりますか？

A ソーシャルワーク演習に欠席した場合は、翌年の開講日に再履修(有料)することが必要です。実習指導については、実習前指導を1回でも欠席すると、実習に出られなくなりますので留年となります。また未提出・不合格レポートの場合は、その数が規定数以内であれば、学校が指定する再提出期間に再履修（有料）していただきます。

Q 学費に関する補助制度はありますか？

A 本校社会福祉科は、実習免除のコースが「専門実践教育訓練給付金制度」の指定講座となっています。詳しくはP.40をご覧ください。なお、実習が必要な方はこの制度を利用することはできませんのでご了承ください。

また、神奈川県や東京都では、社会福祉士養成施設に在学している方を対象に修学資金の貸与事業「修学資金貸付制度」があります。詳しくはP20をご覧ください。

Q 社会福祉士国家資格取得後、福祉施設等への就職先の紹介は行っていますか？

A 修了後の具体的な就職あっせんは行っていません。職業紹介機関である各都道府県の福祉人材センター等を利用し、就職に関する情報を集めることをお勧めします。

Q 入学資格にある4年制大学卒業について、卒業した大学や学部に制限がありますか？

A 卒業した大学は、文部科学省から認可を受けた日本国内の大学に限られます。海外の大学を卒業された方は対象外となります。ただし、海外の大学を卒業後、日本の大学院を卒業されている場合は入学資格を満たします。

なお、卒業した学部は問いません。

社会福祉科 受講生インタビュー

社会福祉科での学びを聞いてみました！

Q. 印象的なレポート課題を教えてください。

自己覚知（自分のことを理解する）レポートです。

「他者から見た自分が知らない自分」を知って、少しショックでした。しかし、人と関わるの社会福祉士として、「こんな（自身の）部分もあるのか」という気づきが大切だということをスクーリングで振り返ることができました。

提出後には、丁寧にフィードバックをいただけます。レポートの意味がわかるような指摘やアドバイスをつけて添削してくれるため、国家試験対策のためにポイントをまとめることができるようになりました。

様々な分野に関わる社会福祉士として大切な学びであると思います。またレポートの進め方も含めてアドバイスをいただけるため、当初不安に感じていた「通信だから、独学の面が強いのではないか」という部分も、明確にアドバイスが返ってくることで、自信と安心につながり、不安が解消できました。



Q. スクーリングの魅力は何ですか？

私は乳児院で働いていて、福祉の他業種のことについて知らないのですが、いろいろな“福祉”を聞くことができ、非常に刺激になります。一度にこんなに多くの現場経験の話を知ることができるのは貴重だと感じます。

通信教育ですが、一人ではなく同じ目標に向かって頑張れる仲間がいることの大きさを日々感じています。

また、スクーリングの中でグループワークを重ねることで、人の見えない心の部分まで触れる、相談援助に関するコミュニケーションを身につけることができていると感じています。

現業の方、異業種の方、さまざまな経験をしている方の経験、意見を共有してもらっていることができていますので、その多くのインプットを活かして、実践でアウトプットできるようになりたいです。



科 目	担当教員(敬称略)
医学概論	一木 崇弘(熊本大学医学部研究員)
心理学と心理的支援	奥田 訓子(桜美林大学講師)
社会学と社会システム	益田 幸辰(武蔵野大学非常勤講師)
社会福祉の原理と政策	渡辺 寛人(NPO法人POSSE事務局長)
社会福祉調査の基礎	菅原 想(YMCA健康福祉専門学校講師)
ソーシャルワークの基盤と専門職(共通)	関根 麻美(YMCA健康福祉専門学校講師)
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	
ソーシャルワークの理論と方法(共通)	山本 博之(田園調布大学教授)
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	
地域福祉と包括的支援体制	矢野 明宏(東京通信大学准教授)
福祉サービスの組織と経営	榎本 則幸(東京通信大学助教)
社会保障	岡 伸一(明治学院大学教授)
高齢者福祉	杉浦 由美子(YMCA健康福祉専門学校講師)
障害者福祉	榎本 則幸(東京通信大学准教授)
児童・家庭福祉	渡邊 瑞穂(昭和女子大学助教)
貧困に対する支援	木本 明(東京家政学院大学名誉教授)
保健医療と福祉	関根 麻美(YMCA健康福祉専門学校講師)
権利擁護を支える法制度	高山由美子(ルーテル学院大学教授)
刑事司法と福祉	石田 咲子(福山平成大学講師)
ソーシャルワーク演習	川上 富雄(駒澤大学教授)
ソーシャルワーク演習(専門)	大西 史浩(YMCA健康福祉専門学校専任教員) 栗田 陽子(YMCA健康福祉専門学校専任教員)
ソーシャルワーク実習指導	大西 史浩(YMCA健康福祉専門学校専任教員) 栗田 陽子(YMCA健康福祉専門学校専任教員) 杉浦由美子(YMCA健康福祉専門学校講師)

※教員を変更することがあります。

社会福祉科実習施設一覧

(2023年9月現在)

※実習施設の都合により、2024年度実習の受け入れができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

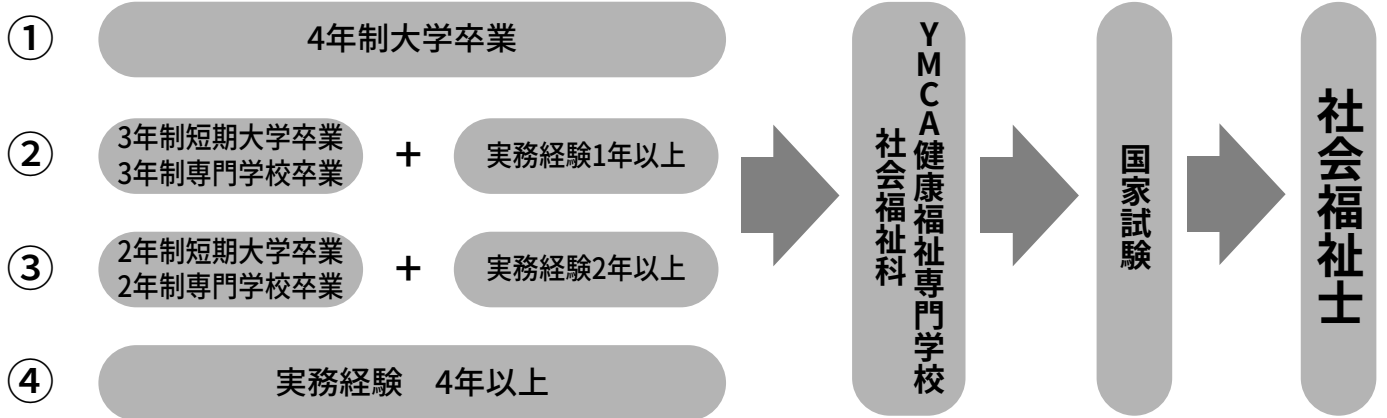
番号	都道府県	施設種類	施設名	所在地
1	栃木	障害者支援施設	皇海荘	日光市
2	栃木	特別養護老人ホーム	マイホームきよはら	宇都宮市
3	栃木	児童養護施設	泗水学園	足利市
4	群馬	養護老人ホーム	サンロイヤル広沢	桐生市
5	群馬	重度知的障害者施設	のぞみの園	高崎市
6	茨城	地域包括支援センター	社会福祉法人 六高台福祉会	鹿嶋市
7	茨城	救護施設	ナザレ園	那珂市
8	茨城	特別養護老人ホーム	ナザレ園	那珂市
9	茨城	就労継続支援B型	コスモス	土浦市
10	埼玉	特別養護老人ホーム	小鳩園	三郷市
11	埼玉	障害者支援施設	春日園	深谷市
12	埼玉	特別養護老人ホーム	あしかり園	飯能市
13	千葉	特別養護老人ホーム	東総園	旭市
14	千葉	障害者支援施設	もくせい園	鎌ヶ谷市
15	静岡	特別養護老人ホーム	さやの家	掛川市
16	静岡	障害者支援施設	厚生寮	浜松市
17	静岡	障害者支援施設	あまぎ学園	沼津市
18	静岡	地域包括支援センター	三島市錦田地区地域包括支援センター	三島市
19	静岡	障害者支援施設	かぬき学園	沼津市
20	静岡	障害者支援施設	ワークスとおがさ	沼津市
21	静岡	障害者支援施設	ワークスうしぶせ	沼津市
22	静岡	障害福祉サービス事業所	クリエート太陽	沼津市
23	東京都	特別養護老人ホーム	いずみの苑	板橋区
24	東京都	特別養護老人ホーム	上北沢ホーム	世田谷区
25	東京都	特別養護老人ホーム	福音の家	町田市
26	東京都	生活介護	大田区立南六郷福祉園	大田区
27	東京都	通所介護	弘済園ケアセンター	三鷹市
28	東京都	特別養護老人ホーム	南陽園	杉並区
29	東京都	特別養護老人ホーム	清風園	町田市
30	東京都	通所介護	調布市国領高齢者在宅サービスセンター	調布市
31	東京都	地域包括支援センター	地域包括支援センターゆうあい	調布市
32	神奈川	養護老人ホーム	敬愛の園	大和市
33	神奈川	地域包括支援センター	横浜市中野地域ケアプラザ	横浜市栄区
34	神奈川	特別養護老人ホーム	ふれあいの森	茅ヶ崎市
35	神奈川	特別養護老人ホーム	衣笠ホーム	横須賀市
36	神奈川	特別養護老人ホーム	すえなが	川崎市高津区
37	神奈川	社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会	平塚市
38	神奈川	障害者支援施設	丹沢レジデンシャルホーム	秦野市
39	神奈川	特別養護老人ホーム	相生荘	横浜市泉区
40	神奈川	児童養護施設	川崎愛児園	川崎市宮前区

番号	都道府県	施設種類	施設名	所在地
41	神奈川県	障害福祉サービス事業所	ひかりの園	横浜市泉区
42	神奈川県	障害者支援施設	朝日塾	横浜市戸塚区
43	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市桂台地域ケアプラザ	横浜市栄区
44	神奈川県	特別養護老人ホーム	特養鎌倉静養館	鎌倉市
45	神奈川県	特別養護老人ホーム	夢見ヶ崎	川崎市幸区
46	神奈川県	障害福祉サービス事業所	聖星学園	横浜市金沢区
47	神奈川県	社会福祉協議会	大和市社会福祉協議会	大和市
48	神奈川県	地域包括支援センター	大和YMCAライフサポートセンター	大和市
49	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市不老町地域ケアプラザ	横浜市中区
50	神奈川県	障害者支援施設	竹の子学園	小田原市
51	神奈川県	障害者支援施設	アガベ壱番館	座間市
52	神奈川県	特別養護老人ホーム	ピア市ヶ尾	横浜市青葉区
53	神奈川県	地域包括支援センター	田浦・逸見地域包括支援センター	横須賀市
54	神奈川県	生活介護	藤沢市太陽の家 藤の実学園	藤沢市
55	神奈川県	就労継続支援B型・就労移行支援	しんわろネッサンス	平塚市
56	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市鶴見中央地域ケアプラザ	横浜市鶴見区
57	神奈川県	障害者支援施設	花みずき	横浜市港北区
58	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ	横浜市戸塚区
59	神奈川県	救護施設	平塚ふじみ園	平塚市
60	神奈川県	特別養護老人ホーム	潤生園	小田原市
61	神奈川県	障害者支援施設	川崎授産学園つばき寮	川崎市麻生区
62	神奈川県	就労継続支援B型・就労移行支援	ハートピア湘南	藤沢市
63	神奈川県	母子生活支援施設	くらき	横浜市
64	神奈川県	地域包括支援センター	横浜市永田地域ケアプラザ	横浜市南区
65	神奈川県	特別養護老人ホーム	ふれあいの泉	鎌倉市
66	神奈川県	生活介護・相談支援事業	いそご地域活動ホームいぶき	横浜市磯子区
67	神奈川県	障害者支援施設	水平線	茅ヶ崎市
68	神奈川県	障害者支援施設	貴志園	綾瀬市
69	神奈川県	相談支援・地域活動支援センター	支援センター凧	逗子市
70	神奈川県	児童養護施設	唐池学園	綾瀬市
71	神奈川県	障害者支援施設	永耕園	小田原市
72	神奈川県	生活介護・相談支援事業	よし介工芸館	藤沢市
73	神奈川県	特別養護老人ホーム	稲村ガ崎きしろ	鎌倉市
74	神奈川県	特別養護老人ホーム	平塚富士白苑	平塚市
75	神奈川県	社会福祉協議会	小田原市社会福祉協議会	小田原市
76	神奈川県	社会福祉協議会	伊勢原市社会福祉協議会	伊勢原市
77	神奈川県	特別養護老人ホーム	金井原苑	川崎市麻生区
78	神奈川県	生活介護	湘南希望の郷ケアセンター	藤沢市
79	神奈川県	障害者支援施設	秦野精華園	秦野市
80	神奈川県	障害者支援施設	厚木精華園	厚木市
81	神奈川県	障害者支援施設	光の丘	横浜市旭区
82	神奈川県	通所介護	ケアセンターあさひ	厚木市

番号	都道府県	施設種類	施設名	所在地
83	神奈川	障害者支援施設	愛名やまゆり園	厚木市
84	神奈川	特別養護老人ホーム	シャローム横浜	横浜市旭区
85	神奈川	社会福祉協議会	鎌倉市社会福祉協議会	鎌倉市
86	神奈川	特別養護老人ホーム	よつば苑	横浜市保土ヶ谷区
87	神奈川	特別養護老人ホーム	らんの里	伊勢原市
88	神奈川	障害者支援施設	横浜らいず	横浜市港北区
89	神奈川	生活介護	葉山はばたき	三浦郡葉山町
90	神奈川	救護施設	横浜市浦舟園	横浜市南区
91	神奈川	特別養護老人ホーム	湘南老人ホーム	秦野市下
92	神奈川	障害者支援施設	れいんぼう川崎	川崎市宮前区
93	神奈川	障害者支援施設	くず葉学園	秦野市
94	神奈川	特別養護老人ホーム	あしがら広域福祉センター ひかりの里	足柄上郡大井町
95	神奈川	特別養護老人ホーム	ハピネス都筑	横浜市都筑区
96	神奈川	社会福祉協議会	川崎市社会福祉協議会	川崎市中原区
97	神奈川	特別養護老人ホーム	箱根老人ホーム	箱根町
98	神奈川	地域包括支援センター	大津地域包括支援センター	横須賀市
99	神奈川	社会福祉協議会	茅ヶ崎市社会福祉協議会	茅ヶ崎市
100	神奈川	生活介護	地域活動ホーム連	横浜市旭区
101	神奈川	生活介護	横浜市つたのは学園	横浜市緑区
102	神奈川	障害者支援施設	ソーレ平塚	平塚市
103	神奈川	特別養護老人ホーム	高齢者生活支援施設けいわ荘	厚木市
104	神奈川	地域包括支援センター	厚木市荻野地域包括支援センター	厚木市
105	神奈川	社会福祉協議会	横浜市社会福祉協議会	横浜市中区
106	神奈川	生活介護	訪問の家 朋	横浜市栄区
107	神奈川	児童養護施設	相模原南児童ホーム	相模原市
108	神奈川	社会福祉協議会	相模原市社会福祉協議会	相模原市
109	神奈川	介護老人保健施設	ふれあいの桜	藤沢市
110	神奈川	地域包括支援センター	横浜市生麦地域ケアプラザ	横浜市鶴見区
111	神奈川	地域包括支援センター	東部地域包括支援センター 花たば	伊勢原市
112	神奈川	地域包括支援センター	道志会地域包括支援センター	綾瀬市
113	神奈川	介護老人保健施設	千の風・川崎	川崎市

社会福祉科（一般養成通信課程）募集要項

入学資格：次のいずれかに該当する方。大学、短期大学、専門学校は日本で認可されたものに限りです。



●入学資格と実習について

- ・上記①に該当する方は、ソーシャルワーク実習の履修が必要となります。ただし入学前（2024年3月31日現在）に指定施設で1年以上の実務経験のある方は、「実務経験証明書書式3-①・②」の提出により実習が免除となります。
- ・上記②、③、④に該当する方は、「実務経験証明書書式3-①・②」の提出により、実習が免除となります。

●募集地域：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県に限る（関東+静岡）

●修業年数：1年6カ月（2024年4月1日～2025年9月30日）

●定 員：140名

●学 費：

	実習免除の方	実習180時間の方	実習240時間の方
入学金	20,000円	20,000円	20,000円
授業料	260,000円	260,000円	260,000円
実習費	0円	120,000円	160,000円
学費合計	280,000円	400,000円	440,000円

※専門実践教育訓練給付制度に関しては、P.40をご覧ください。

※実習時間についてはP.2をご参照ください。

※原則入学時一括納入、振込手数料は自己負担となります。事情がある場合はご相談ください。

●教 材：テキストは中央法規出版「最新・社会福祉士養成講座（全21巻）」別途60,000円程度。

●選考日程：2023年10月2日より願書の受付を開始し、以下の日程で選考いたします。

回数	出願受付期間(必着)	可否通知発送日	学費納入締切日
第1回	2023年10月 2日(月)～10月27日(金)	2023年11月 1日(水)	2023年11月15日(水)
第2回	2023年10月30日(月)～11月24日(金)	2023年11月29日(水)	2023年12月13日(水)
第3回	2023年11月27日(月)～12月15日(金)	2023年12月20日(水)	2024年 1月10日(水)
第4回	2023年12月18日(月)～ 1月12日(金)	2024年 1月17日(水)	2024年 1月31日(水)
第5回	2024年 1月15日(月)～ 2月 9日(金)	2024年 2月14日(水)	2024年 2月28日(水)
第6回	2024年 2月13日(火)～ 3月 1日(金)	2024年 3月 6日(水)	2024年 3月14日(木)
第7回	2024年 3月 4日(月)～ 3月15日(金)	2024年 3月21日(木)	2024年 3月28日(木)
第8回	2024年 3月18日(月)～ 3月28日(木)	2024年 3月29日(金)	2024年 4月 4日(木)

- ・出願方法：P.12の出願手続きに従い、出願書類を出願受付期間中に簡易書留で郵送してください。
- ・入学選考料：5,000円（支払い方法については出願手続きをご覧ください）
- ・選考方法：提出された書類および小論文を審査のうえ可否を決定いたします。
※選考に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ・入学手続き：学費納入指定日までに学費を納入の上、指定期間内に入学手続書類を提出してください。
※一旦納入された選考料及び学費は原則として返金いたしません。

出願手続き

出願書類：必要な出願書類は入学資格によって異なりますので、以下の該当する書類を確認してください。

●すべての方が提出するもの

- ①入学願書（社会福祉科所定用紙）・・・書式1
- ②課題小論文（社会福祉科所定用紙） 筆記700字～800字・・・書式2
- ③合否通知用封筒（所定封筒） 住所・宛名を記入し、344円（速達料金含）の切手を貼付してください。
- ④入学選考料(5,000円) 以下の口座に振り込み、明細票のコピーを入学願書の裏面に貼付してください。

三井住友銀行 横浜支店 普通預金 7090251
 <口座名義人>学校法人横浜YMCA (ガッコウホウジンヨコハマワイエムシーエー)

※振込時は、ご自身の氏名の前に「シャフク」を付けてください。振込手数料は本人負担となります。

●入学資格に応じて提出するもの

- ⑤大学・短期大学等卒業(見込)証明書：提出日より6カ月以内に発行されたもの。
 - ・2024年3月に大学等を卒業見込の方は、卒業見込証明書を提出してください。（証明書氏名が旧姓の場合は願書の旧姓欄に記入）4月の入学時まで改めて卒業証明書を提出していただきます。
 - ・実務経験4年以上の入学資格で出願する場合は、提出する必要はありません。
- ⑥実務経験証明書：実習免除の方のみ提出（社会福祉科所定用紙）・・・書式3-①または3-②
 - ・福祉施設・機関または医療機関で実務経験を有する方は実務経験証明書を提出していただきます。
 - ・施設種類、職種欄には、参考資料「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」（P.13～P.19）に記載されている施設種類と職種名を正確に転記してください。
 - ・実務経験を満たすため複数の施設・機関から証明を受ける場合は、用紙をコピーして各施設・機関から証明を受けてください。証明書の提出により、「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」が免除されます。

【出願書類】 入学資格に応じて、必要書類（●印のもの）を提出してください。

入学資格 提出書類	4年制大学卒業		短期大学または 専門学校卒業	実務経験4年以上
	実務経験 なし	実務経験 1年以上	実務経験1年以上 または2年以上	
①入学願書	●	●	●	●
②課題小論文	●	●	●	●
③合否通知用封筒	●	●	●	●
④入学選考料	●	●	●	●
⑤卒業(見込)証明書	●	●	●	—
⑥実務経験証明書	—	●	●	●
⑦履修証明書または 成績証明書	(▲)	—	(▲)	—

※ ⑦はソーシャルワーク実習が必要な方で、精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している場合に提出していただきます。

ソーシャルワーク実習のうち、60時間が免除されます。

出願方法：所定の封筒を使用し、必要な出願書類をすべて封入し、「簡易書留」で郵送してください。

原則として、郵送以外の出願は受付できません。

※選考対象とされた提出書類はお返しいたしません。

※選考料及び学費の振込手数料は自己負担となりますのでご了承ください。

■ 本表における相談援助業務についての留意点・注意点

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社第29号）」厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知により定められています。

ここに示す施設、職種以外の経験は、実務経験の対象となりません（厚生労働大臣が個別に認める場合を除く）。

なお、福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であれば、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が、実務経験の対象となります。

	番号	施設種類	職種	
児童福祉法	1	児童相談所	児童福祉司／受付相談員／相談員／電話相談員／児童心理司／児童指導員／保育士	
	2	母子生活支援施設	母子支援員／母子指導員／少年を指導する職員／個別対応職員	
	3	児童養護施設	児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員／職業指導員／里親支援専門相談員	
	4	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員（注意2）／保育士（注意3） 児童発達支援管理責任者／心理指導担当職員	
	5	知的障害児施設 知的障害児施設、自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員（注意2） 保育士（注意3）	
	6	知的障害児通園施設		
	7	盲ろうあ児施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設		
	8	肢体不自由児施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設		
	9	児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員	
	10	児童自立支援施設	児童自立支援専門員／児童生活支援員／個別対応職員／家庭支援専門相談員／職業指導員	
	11	重症心身障害児施設	児童指導員（注意2）／保育士（注意3）／心理指導員（心理指導を担当する職員）	
	12	児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員）	
	13	障害児通所支援事業 （児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行なう施設	指導員（注意1）／児童指導員（注意2）／保育士（注意3）／障害福祉サービス経験者（注意4）／児童発達支援管理責任者／機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
	医療型児童発達支援事業を行なう施設		児童指導員（注意2）／保育士（注意3）／児童発達支援管理責任者／機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	
	放課後等デイサービス事業を行なう施設		指導員（注意1）／児童指導員（注意2）／保育士（注意3）／障害福祉サービス経験者（注意4）／児童発達支援管理責任者／機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	
	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設		訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）（注意1）／児童発達支援管理責任者	
	保育所等訪問支援事業を行なう施設		訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）（注意1）／児童発達支援管理責任者	
	14	障害児相談支援事業	相談支援専門員	
	15	乳児院	児童指導員／保育士／個別対応職員／家庭支援専門相談員／里親支援専門相談員	
16	指定発達支援医療機関	肢体不自由児施設支援	児童指導員（注意2） 保育士（注意3）	
重症心身障害児施設支援 （国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの）				
17	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員		
18	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員		
19	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員		

	番号	施設種類	職種	
児童分野 その他の 施設	20	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	
	21	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行っている職員（相談員）	
	22	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	23	心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行っている職員
	24	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業		相談援助業務を行っている職員
	25	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員（注意2） 保育士（注意3）	
	26	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	
	27	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	
	28	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	
介護保険法	29	指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設を含む	生活相談員／介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
		介護老人保健施設	支援相談員／相談指導員／介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
		介護医療院	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
	30	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員 （保健師、主任介護支援専門員等）（注意5）	
	31	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設、 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む。	生活相談員／計画作成担当者	
	32	指定通所介護を行う施設 基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設（注意6） 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む	生活相談員／生活指導員	
	33	指定短期入所生活介護を行う施設 基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む	生活相談員／生活指導員	
	34	指定通所リハビリテーションを行う施設 指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む （※介護老人保健施設において実施されているものに限る）	支援相談員	
	35	指定短期入所療養介護を行う施設 指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む （※介護老人保健施設において実施されているものに限る）	支援相談員	
	36	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	
	37	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	
	38	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
	39	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
	40	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
	41	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員／介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
42	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）		
43	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員		
44	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員		
老人福祉法	45	養護老人ホーム	生活相談員／生活指導員	
	46	特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホームを含む		
	47	軽費老人ホーム 軽費老人ホーム（A型、B型）、ケアハウスを含む		
	48	老人福祉センター（特A型、A型、B型）	相談・指導を行う職員	
	49	老人短期入所施設	生活相談員／生活指導員	
	50	老人デイサービスセンター		
	51	老人介護支援センター（在宅介護支援センター）		

	番号	施設種類	職種
老人福祉法	52	有料老人ホーム	生活相談員
高齢者分野 その他の 施設	53	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
	54	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	生活援助員
	55	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する 集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行っている生活援助員
	56	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
地域保健法	57	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員／精神保健福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員
医療法	58	病院	相談員（医療ソーシャルワーカー等）／退院後生活環境相談員 次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員 ア、患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ、患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ、患者の社会復帰に係る相談援助 エ、以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
	59	診療所	
身体障害者 福祉法	60	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー
	61	身体障害者福祉センター 身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設 （身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
62	点字図書館	相談援助業務を行っている職員	
精神保健福祉法	63	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員／精神保健福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員（いずれも精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
知的障害者福祉法	64	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー
障害者総合 支援法	65	障害者支援施設	生活支援員（注意7）／就労支援員／サービス管理責任者
	66	地域活動支援センター	指導員（注意7）
	67	福祉ホーム	管理人
	68	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員
	69	身体障害者更生援護施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所） 身体障害者福祉工場	生活支援員（注意7）／生活指導員（注意7）
	70	精神障害者社会復帰施設 精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所） 精神障害者福祉工場 精神障害者福祉ホーム	精神保健福祉士／精神障害者社会復帰指導員
管理人			
71	知的障害者援護施設 知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所） 知的障害者通勤寮	生活支援員（注意7）／生活指導員（注意7）	
72	障害福祉サービス事業 生活介護を行う施設 自立訓練を行う施設 （機能訓練・生活訓練） 就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む） 就労継続支援を行う施設 （A型、B型） 就労定着支援を行う施設 自立生活援助を行う施設 療養介護を行う施設	生活支援員（注意7）／サービス管理責任者	
		生活支援員（注意7）／就労支援員／サービス管理責任者	
		生活支援員（注意7）／サービス管理責任者	
		就労定着支援員／サービス管理責任者	
		地域生活支援員／サービス管理責任者	
		相談援助業務を行っている職員	

	番号	施設種類	職種	
障害者総合支援法	72	障害福祉サービス事業	短期入所を行う施設 ・身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行っている職員
			重度障害者等包括支援を行う施設	
			共同生活介護を行う施設	
			共同生活援助を行う施設 ・精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む	
障害者総合支援法	73	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
			日中一時支援事業を行っている施設	
			障害者相談支援事業を行っている施設	
	74	一般相談支援事業所	相談支援専門員	
75	特定相談支援事業所			
76	相談支援事業を行う施設			
のぞみの園法	77	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員・ケースワーカー	
発達障害支援法	78	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員／就労支援を担当する職員	
障害者の雇用の促進等に関する法律	79	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	80	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー／職場適応援助者	
	81	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	
	82	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者／就業支援担当者／主任職場定着支援担当者／生活支援担当職員	
職業安定法	83	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター／発達障害者雇用トータルサポーター／雇用トータルサポーター（大学等支援分）	
障害者分野その他の施設	84	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	
	85	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	
	86	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター／地域移行推進員	
	87	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター／地域移行推進員	
	88	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	
	89	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	
	90	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	
	91	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	
生活保護法	92	救護施設	生活指導員	
	93	更生施設		
	94	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	
	95	宿泊提供施設		
	96	被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	
	97	日常生活支援住居施設	生活支援員／生活支援提供責任者	
生活困窮者自立支援法	98	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員／相談支援員／就労支援員／家計改善支援員／家計相談支援員／就労準備支援担当者	
	99	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所		
	100	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所		
社会福祉法	101	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	
			現業員・ケースワーカー	
			身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	
			知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	
			老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	
			家庭児童福祉主事	
			家庭相談員	
			面接相談員	
婦人相談員				
母子・父子自立支援員、母子相談員				

	番号	施設種類	職種
社会福祉法	101	福祉事務所	就労支援事業に従事する就労支援員 (「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員) 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
	102	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
	103	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員／相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)
	104	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員／相談援助業務を行っている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)
売春防止法	105	婦人相談所	相談指導員 判定員(心理・職能判定員) 婦人相談員
	106	婦人保護施設	入所者を指導する職員
母子保護法	107	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
	108	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員
母子及び父子並びに寡婦福祉法	109	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員
刑事収容施設法	110	刑事施設	刑務官／法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官
少年院法	111	少年院	法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官
少年鑑別所法	112	少年鑑別所	法務教官／法務技官(心理)
更生保護法	113	地方更生保護委員会	保護観察官／社会復帰調整官
	114	保護観察所	
更生保護事業法	115	更生保護施設	補導主任／補導員／福祉職員／薬物専門職員
裁判所法	116	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
労働者災害補償保険法	117	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
難病の患者に対する医療等に関する法律	118	難病相談支援センター	難病相談支援員
成年後見制度の利用の促進に関する法律	119	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
その他	120	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	121	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援員プログラム策定員
	122	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	123	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
	124	就労支援事業を行っている事業所(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員
	125	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター／その他相談援助業務を行っている職員
	126	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
	127	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
	128	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	129	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	130	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	131	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員／相談支援員／就労支援員／家計相談支援員
	132	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	133	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
	134	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
135	厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている職員	

※以下に掲げる施設・事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の実務経験の対象になります。

	番号	施設・事業種類	職種
すでに廃止されているが、実務経験の対象となる施設・事業・職種	136	重度身体障害者更生援護施設	生活支援員／生活指導員

	番号	施設・事業種類	職種		
すでに廃止されているが、実務経験の対象となる施設・事業・職種	137	身体障害者福祉ホーム	管理人		
	138	精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士／精神障害者社会復帰指導員		
	139	経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成 18 年 10 月～ 19 年 3 月)	相談援助業務を行っている職員		
	140	精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員		
	141	知的障害者デイサービスセンター	指導員／生活指導員／相談援助業務を行っている職員		
	142	知的障害者福祉ホーム	管理人		
	143	身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業)	身体障害者更生施設	相談援助業務を行っている職員	
			身体障害者療護施設		
			身体障害者福祉センター		
			身体障害者デイサービスセンター		
	144	知的障害者相談支援事業	知的障害者更生施設		
			知的障害者授産施設		
	145	障害児相談支援事業	知的障害児施設		
			知的障害児通園施設		
			自閉症児施設		
			盲ろうあ児施設		
			難聴幼児通園施設		
			肢体不自由児施設		
			肢体不自由児療護施設		
			肢体不自由児通園施設		
	重症心身障害児施設				
	146	障害者デイサービス事業を行う施設	身体障害者デイサービス事業を行う施設		相談援助業務を行っている職員
			知的障害者デイサービス事業を行う施設		
147	経過的デイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成 18 年 10 月～ 19 年 3 月)	相談援助業務を行っている職員			
148	「障害者 110 番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員			
149	知的障害者生活支援事業	知的障害者通勤寮	相談援助業務を行っている職員		
		知的障害者更生施設			
		知的障害者授産施設			
		障害者能力開発施設			
150	高齢者住宅等安心確保事業	高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング)	生活援助員		
		高齢者向け優良賃貸住宅			
		高齢者円滑入居賃貸住宅 (登録住宅)			
151	高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業				
152	家庭支援電話相談 (子ども・家庭 110 番) 事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員			
153	ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている指導員			
154	子ども家庭相談事業	児童センターにおいて実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員		
		市に設置された児童館において実施する事業			
155	乳幼児健全育成相談事業	保育所において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員		
		乳児院において実施する事業			
156	すこやかテレホン事業	青少年相談センターにおいて実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員		
157	知的障害者専門相談 (法的助言・相談) 事業	都道府県・指定都市等において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員		
158	地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員			

(注意事項の説明)

■児童分野

(注意1)

「指導員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意2)

「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意3)

「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意4)

「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

(注意1)～(注意4)共通

これらの職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■高齢者分野

(注意5)

「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意6)

「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■障がい者分野

(注意7)

「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(注意7)の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

■業務従事期間の計算方法について

業務従事期間の計算方法については、以下の要件を満たす必要があります。

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、本表の「職種」欄に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し、常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算する

神奈川県 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業

介護福祉士または社会福祉士の養成施設に在学する方にとって、学業に専念しやすい環境を整え、国家資格を取得、登録後、神奈川県において専門職として継続して常勤的に5年間従事していただくことを目的として修学資金を貸付する制度です。

【貸付対象】

貸付対象は次のすべての条件を満たす方とします。

1. 介護福祉士または社会福祉士養成施設に在学している
2. 卒業後、国家資格を取得したのち、県内の福祉・介護施設で働く意思がある
3. 他の自治体が行っている介護福祉士等修学資金、生活福祉資金を借りていない
4. 連帯保証人（未成年の場合は法定代理人）の用意があること

【貸付金額】

修学資金 月額 5万円以内

入学準備金 20万円以内（入学した年/希望者のみ）

国家試験受験対策費用 一年度あたり4万円以内（介護福祉士のみ）

就職準備金 20万円以内（卒業する年/希望者のみ 別途要件あり）

【返還免除】

次の条件を満たした場合、修学資金の貸付金は全額免除申請が可能となります

- ・養成施設等を卒業し国家資格を登録した日から1年以内に、介護福祉士または社会福祉士として、神奈川県内の福祉・介護施設等において、原則、常勤職員として5年間（中高年離職者の場合は3年間）継続して介護業務や相談業務に従事した場合
- ・社会福祉士修学資金については、養成施設を卒業した年度の翌々年度までに社会福祉士の合格・登録が必須となります

【申請受付】

入学後、本校より受講生のみなさまにご案内し、希望者の方へ書類をお送りいたします。

希望者が多い場合は、選考にて推薦を決定いたします。

詳しくは、神奈川県社会福祉協議会のホームページをご確認ください。

http://www.knsyk.jp/s/jinzaicenter/jinzai_kashituke_02_shikin.html

【専門実践教育訓練給付金】

専門実践教育訓練給付金とは異なる支援制度です。

専門実践教育訓練給付金についてはP40をご確認ください。

記入例

●この入学願書の裏面の所定欄に入学選考料(5,000円)の振込明細票(コピー、または原本)を貼付してください。

書式 1

YMCA 健康福祉専門学校 (以下一方をチェック、受付番号欄は未記入、実習欄は該当番号を○で囲む。)

社会福祉科 一般養成通信課程 (1年6ヶ月)

※受付番号	
※実習	① 免除 (該当する実務経験あり) 2. 3.

●実習要件を確認し、該当する番号に○をつけてください。

精神保健福祉科 短期養成通信課程 (9ヶ月)

※受付番号	
※実習	1. 免除 (該当する実務経験あり) 2. 3.

●実習要件を確認し、該当する番号に○をつけてください。

入学願書

2024年度(令和6年度)

提出日(西暦) 2023 年 11 月 10 日

フリガナ	アツギ ハナコ		性別	
氏名	厚木 花子 (旧姓 川崎)		男・女	女
生年月日	西暦 1985	S H	日生	36 歳
現住所	〒 214 - 0014 神奈川県厚木市中町 ○-○-○ ○○マンション 105 号			
連絡先	自宅電話	046-123-4567	携帯	090-1111-2222
	F A X	046-123-4567	Eメール	Atsugi@yokohamaymca.org
	緊急連絡先	(氏名)厚木 太郎 (続柄) 夫 (携帯等)190-1111-3333		
最終学歴	学校名	学部・学科	卒業年月	
	横浜大学	文学部 日本文学科	2008 年 3 月	
※YMCAの専門学校を卒業あるいは修了した人は下記に記入してください。				
学校名 _____ 学科 _____ 卒業・修了年月 _____				
現在の勤務先	名称	○○○地域包括センター		
	勤務先種別	地域包括支援センター	職種	保健師 常勤 非常勤
	所在地	〒244-0816 神奈川県厚木市○○○ 《電話番号》045-○○○○-○○○○		
保有資格	保健師 介護支援専門員 ●福祉関係の資格をお持ちの方は記入してください。			
入学資格	社会福祉科 (一般養成課程)		精神保健福祉科 (短期養成課程)	
	① 4 年以上の社会福祉科 (一般養成課程) 卒業 2. 3 年以上の社会福祉科 (一般養成課程) 卒業 3. 2 年以上の社会福祉科 (一般養成課程) 卒業 4. 相談援助実務経験 4 年以上		1. 福祉系 2. 福祉系 3. 福祉系 4. 社会福祉系	
実務経験	経験年数	実務経験施設等種別		
※実習免除の方のみ記入	3 年 6 カ月 従業 見込	地域包括支援センター 業務を行う職員		

実務経験証明書 <個票>

学校法人 横浜 YMCA

YMCA 健康福祉専門学校 校長 殿

フリガナ	アツギ ハナコ	生年月日	
氏名	厚木 花子	(西暦) 1985年10月18日生	
施設種類	地域包括支援センター	職種	包括的支援事業に係る業務を行う職員

(1) 上記の者は (西暦) 2019年4月1日より当施設・機関において相談援助の業務に従事している (2023年3月31日まで勤務する見込みである) ことを証明します。

(2) 上記の者は (西暦) 年 月 日から 年 月 日まで相談援助を業務に従事していたことを証明します。

2022年10月20日
書類作成日の日付

所在地 244-0816 横浜市戸塚区〇〇町〇〇-〇〇

施設種類 地域包括支援センター
施設・機関名 〇〇〇地域包括支援センター

電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇

代表者氏名 センター長 横浜 二郎 公印

●現在勤務している方は(1)に、過去に勤務していた方は(2)に記入してください。

●参考資料 2「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください

●代表者としては、施設長や法人の代表者 (理事長等) のお名前を記載してください。
●施設長が入学申し込みの場合は法人の代表者 (理事長等) が証明してください。

- (注) 1. 施設種類・職種については、参考資料「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明者の訂正印を押してください。修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 本証明書に虚偽や不正が判明した場合は、入学資格並びに国家試験受験資格および登録が取り消されることがあります。

実務経験証明書 <個票>

学校法人 横浜 YMCA

YMCA 健康福祉専門学校 校長 殿

フリガナ	ヨコハマ ハナコ	生年月日	
氏名	横浜 花子	1996 年 10 月 18 日生	
施設種類	病院	職種	医療ソーシャルワーカー

(1) 上記の者は、(西暦) 2021年 4 月 1日から当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を業務として行っている(2024年 3 月 31 日まで勤務する見込である) ことを証明します。

(2) 上記の者は、(西暦) 年 月 日から 年 月 日まで当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を業務として行っていたことを証明します。

●現在勤務している方は(1)に、過去に勤務していた方は(2)に記入してください。

2022 年 11 月 20 日
書類作成日の日付

●施設種類、職種は参考資料 2 「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください。

●代表者としては、施設長、院長、法人の代表者(理事長等)のお名前を記載してください。
●施設長が入学申し込みの場合は法人の代表者(理事長等)が証明してください。

所在地 神奈川県厚木市〇〇町〇〇-〇〇

法人名 医療法人 〇〇会

病院・施設・機関名 〇〇病院

電話番号 046-〇〇〇-〇〇〇〇

代表者氏名 院長 厚木 一郎 公印

- (注) 1. 施設種類・職種については、参考資料 2 「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明者の訂正印を押してください。修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 本証明書に虚偽や不正が判明した場合は、入学資格並びに国家試験受験資格および登録が取り消される場合があります。

M E M O

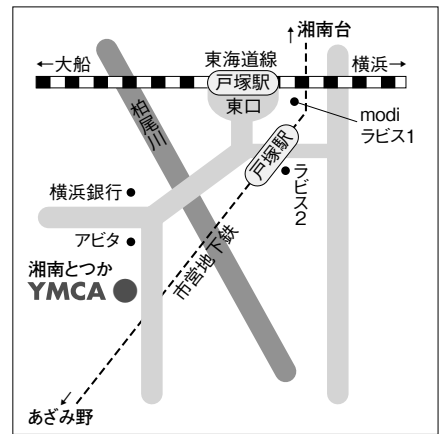
A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

交通に便利で、設備が整ったスクーリング会場



湘南とつかYMCA

〒244-0816
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町769-24



YMCA健康福祉専門学校

〒243-0018 神奈川県厚木市中町4-16-19
〈通信課程事務局〉 Tel 046-223-1441



<https://health.yokohamaymca.ac.jp>
E-mail ymkenko@yokohamaymca.org

社会福祉科 精神保健福祉科 専門実践教育訓練給付金制度について

本校社会福祉科、精神保健福祉科は、厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練給付金制度の対象講座となっています。制度の概要や事前手続きについては、下記をお読みにになり、ご不明の点があれば、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

1. 制度の概要

教育訓練給付金制度とは、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方が、指定対象講座の教育訓練を受けた場合、受講のために支払った費用の一部に相当する金額がハローワークから支給される制度です。

※留年した場合は対象からはずれます。

2. 支給対象者

(1) 初めて支給する場合

受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

(2) 2回目以降として支給する場合

前回の教育訓練開始から今回の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、3年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

(注) 支給要件があるかどうか明らかでない方は、最寄りのハローワークで「支給要件照会」を行うことができます。最寄りのハローワークにお問い合わせください。

3. 支給額

(1) 受講生本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%に相当する額(上限40万円)となります。

(2) 受講修了日から1年以内に資格等を取得し、かつ被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額が追加して支給されます。この場合、すでに給付された(1)の訓練経費の50%と追加給付20%を合わせた70%に相当する額(上限56万円)が支給されることとなります。

4. 受講開始前申請手続きについて

専門実践教育訓練給付金制度の利用を検討される方は、原則として受講開始日(2024年4月1日)の1カ月前までにハローワークで受給資格確認の手続きを行う必要があります。詳細はお近くのハローワークでご確認ください。

(1) 受講前の手続

① 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成する。

② ハローワークで配布される「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」に必要事項を記入する。

※裏面をよくお読みにになり「確認票」に記入してください。記入に必要な本校側の情報は以下の通りです。

「確認票」の7と8の欄には以下を参考に記入してください。

【社会福祉科】

7	指定番号	1410057-2110011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	社会福祉科(実習なし)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和6年4月1日～令和7年9月30日

【精神保健福祉科】

7	指定番号	1410057-2310011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	精神保健福祉科(実習なし)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和6年4月1日～令和6年12月31日

7	指定番号	1410057-2010011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	精神保健福祉科(実習210時間)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和6年4月1日～令和6年12月31日

7	指定番号	1410057-2310021-9
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	精神保健福祉科(実習150時間)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和6年4月1日～令和6年12月31日

③完成したジョブカードと「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」、その他必要な提出書類をご自分の住所地のハローワークへ提出、ハローワークから教育訓練給付金の「受給資格者証」の交付を受ける。

(2) 支給申請について

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請は、教育訓練を受講した本人が受講中及び受講修了後、原則ご自分の住所地を管轄するハローワークに、受講（修了）証明書・領収書等の必要書類を提出することによって行います。

受講開始前に「受給資格者証」が交付された方には、入学後に本校よりあらためてご案内いたします。



みつかる。つながる。よくなっていく。

YMCA健康福祉専門学校

〒243-0018 神奈川県厚木市中町 4-16-19 Tel 046-223-1441 Fax 046-223-2101
Email ymkenko@yokohamaymca.org URL <https://www.yokohamaymca.ac.jp/health>